

平成15年度第1回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日 時：平成15年6月20日（金） 午後2時から午後3時まで
場 所：宮城県行政庁舎 4階 特別会議室

出席委員：森杉 壽芳 委員 田中 仁 委員 長田 洋子 委員
加藤 徹 委員 高橋千代恵 委員 徳永 幸之 委員
沼倉 雅枝 委員 両角 和夫 委員

司 会 定刻になりましたので、ただいまから平成15年度第1回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催させていただきます。

開催に当たりまして、本来ですと三浦企画部長よりごあいさつを申し上げる予定でしたが、本日、県議会の方で総務企画委員会が開催されておりまして三浦部長、それから大野企画部次長とも委員会の出席しております。この委員会の議事が若干延びておりましてただいままで間に合いませんので、部長、次長には委員会終了後、直ちにこちらの方に向かっていただくように予定しておりますけれども、この場は志伯行政評価室長よりご挨拶申し上げますということでご了承いただきたいと思っております。

行政評価室長 志伯でございます。

今、司会の方からお話しあったように、従来ですと午前中ぐらいで委員会が終了するんですが、ちょっと長引いておりますので部長、次長が遅れております。終わり次第、こちらに向かうことになっておりますのでそのとき改めてごあいさつ申し上げますけれども、開会に当たりまして私から一言御礼を申し上げたいと思っております。

きょうはお暑い中、そしてお忙しい中、委員の先生方にはご出席をいただきましてありがとうございます。

また、昨年度といいますか、前回に引き続きまして委員をお引き受けいただきました委員の先生、それから新たに両角先生には委員にご就任いただきました。本当にありがとうございます。

この部会、かなりしんどい部会といいますか、先生方からすればしんどい部会の部類に入るのではないかと思います。膨大な資料とそれからなおかつ今年も7月に予定しておりますが暑い中での現地調査、そして10月までに答申をいただくというふうに変なご苦労をおかけいたしますが、ひとつ県政のためによりしくお願いしたいと思います。

簡単でございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

司 会 本日は、行政評価委員会の公共事業評価部会の委員といたしまして、長田委員がちょっと遅れておりますけれども、現在のところ、7名の方にご出席いただいております。行政評価委員会条例の規定によります定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。

なお、遠藤委員と岡田委員につきましては、本日、所用のため、欠席となっております。

ります。

それでは、お手元にお配りしております出席者名簿に従いまして本日出席の委員の方をご紹介させていただきます。

森杉部会長でございます。

田中副部会長でございます。

加藤委員でございます。

高橋委員でございます。

徳永委員でございます。

沼倉委員でございます。

両角委員でございます。

それでは、宮城県の出席者をご紹介させていただきます。

事業担当部局として出席しております佐藤土木部次長でございます。

武井土木政策専門監でございます。

三浦道路建設課長でございます。

岩見河川課長でございます。

以上で出席者のご紹介を終わります。

そこで、お手元の資料内容につきましてご説明いたします。ご発言の際にはまずマイク右下にありますマイクスイッチをオンにいただきましてマイクのオレンジ色のランプが点灯したことを確認していただいてからお話しいただくようお願いいたします。

また、ご発言が終わりましたらマイクスイッチをオフにいただきますようお願いいたします。ご面倒をおかけいたしますけれどもよろしくようお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

森杉部会長よろしくようお願いいたします。

森杉部会長 それでは、議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。

この部会は公共事業の再評価を行う部会ですが、今までも各委員の先生方、大変時間をとって丁寧な審査をいただいてきました。引き続きことしも同じように丁寧な審査が必要であろうと、こう思っております。

ことしの最大の問題点は再評価の対象とする案件が大変多いということです。大変多くて全部審査するというわけにもいきませんから、審査をするんですが詳細審査をするものを選別して、そして詳細審査をします。一方残ったものは部会二つに分けて概略というわけにはいきませんが分けた格好で審査をやるという形のものをやりたいと思っております。そういう形で事務局と相談してまいりました。必ずしもこれがいいかどうかというのは実はまだベストだというふうに思っておりませんが、しかし、これ以外にちょっと余りいい方法がないような感じがしましてこんなふうにしました。忌憚のないご意見を賜りたいと思っております。

それでは、会議に入ります。

まず審議資料を見てください。審議資料の1ページ目にありますように、知事から行政評価委員会委員長の大村先生あてに諮問がなされております。この件につきましては、行政評価委員会条例第6条第1項の規定及び行政評価委員会運営規定第2条により本部会において調査審議を行うこととなっております。こういうことになっておりますのでこの部会で再評価を行うと、こういうことになります。

次に、議事録署名委員を指名いたしたいと思います。今回は高橋委員と徳永委員のお二人にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、会議の公開についてですが、当会議は公開とします。

傍聴に際しましては、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要項に従うようお願いいたします。

また、写真撮影と録画、こういうものにつきましては事務局職員の指示に従い会議の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、次第に従って会議を進めます。

次第の方をごらんください。4報告があります。行政活動の評価に関する条例施行規則の改正につきまして事務局からご報告をお願いいたします。

行政評価室長　それでは、私の方から参考資料1に基づいてご説明をさせていただきます。

実は行政活動の評価に関する条例施行規則で15年4月から施行しておるわけですが、一つそぐわないことが出てまいりました。ページをめくっていただきますと、この表は国土交通省の基準でございます。再評価実施後一定期間、いわゆる再々評価するときの年度の定義でございますが、ずっと下まで見ていただくと下から2番目、下水道事業についてはこの工事のスパンが長いということで再々評価は10年というふうになっております。ところが、私どもでつくりました施行規則では、ページを2ページほどめくっていただきまして規則の新旧表がございます。2ページの22条でございます。22条の3号が再々評価についてうたっているものでございますけれども、公共事業再評価を行った年度の翌年度から起算して5年度以内に云々とあります。これをそのまましてしまいますと、国の基準である下水道についても5年でやらなきゃいけないということで、上の欄にございますけれども、5年度（国庫補助事業であって別に定めるものについては、10年度）というふうにさせていただきますと、この下水道事業については10年というふうにさせていただきますとというような改正でございます。

そのほか文言の整理はございますが、内容については変わりございません。以上でございます。

森杉部会長　ありがとうございました。ご質問ございませんか。よろしいですね。要するに下水道については10年とすると、こういうことですね。（「はい」の声あり）よろしいですね。

以上で報告を終わりました議事に入ります。

1番ですが、審議の進め方について事務局の方からお願いいたします。

行政評価室長　参考資料2でご説明をさせていただきます。4枚つづりになっておりますが、今年度、非常に多くて39の事業が対象になります。一番多いのは河川事業で17、道路事業10ということで39の事業をお願いいたします。昨年度に47ございまずというふうに先生方にお話ししてまいりました。なぜ39になったのかということですが、実は河川事業で県の財政事情等の問題で休止状態になっており、再開のめどがなかなか立たない、そういうものが9河川事業ございます。これについては4行目ほどにありますが、いわゆる国土交通省と調整した結果、休止事業の9河川事業については事業再開予定の前年度に再評価をさせていただきますということ

で今回は除かせていただきました。47から9引くと38になるわけですが、実は七北田川の河川事業についてこの事業を二つの事業に分けてやるというふうになりまして七北田川河川事業と梅田川河川事業の二つに分けたということから、39事業をお願いしたいというふうになります。それでもかなり多い審議事項だということになります。

その進め方をどうするかということでございますが、これについても昨年度までに来年が非常に多いのでこういう形にしましょうということで議論をしていただいております。分科会方式にしましょうということで二つに分けてやりましょうと。

それも河川関係と道路関係ということで、そして先生方の専門を考え合わせますと第1分科会を河川関係で26事業、それを担当する委員の先生方は田中副部会長初め遠藤先生、両角先生、岡田先生、加藤先生、高橋先生をお願いし、次に、第2分科会は道路関係でございますが13事業、これを森杉部会長初め長田先生、徳永先生、沼倉先生をお願いいたします。

それを具体的にどういうふうに進めていくかということでございますが、裏のページをごらんいただきたいと思っております。きょう、部会ということで39の事業について概要説明させていただき、そしてこれを重点的にどれを審議するかという基準を一昨年つくっておりますが、その結果についてご報告させていただきます。それらを参考にしながら、今日、この部会を1時間ぐらいで終わらせていただいて3時からそれぞれ分科会に分かれましてやれるものやっていたとというふうに考えております。

分科会でどういうものやるかと申しますと、まず対象事業について各部局担当から5分程度で説明させていただきます。それはこのお渡ししております資料、調書に基づいて説明させていただきます。10分程度の質疑をさせていただいて、それで計算するとどうしても26事業やるには3回必要なということで、それから道路関係では2回は必要ということで割り振りをさせていただきました。この概略を説明させていただいて、これについては問題ないというか、深く審議する必要がないという部分については適否の仮決定、これは部会でみんなの前でやるべきだというものについていくつか選んでいただくというやり方で全事業を概略で審議していただきます。7月18日に予定しておりますが、第2回部会でもってそれぞれ選んでいただいた部分、それから概略審議していただいた部分を分科会から報告をいただきます。一番目に書いた分科会からの報告に基づき詳細審議するものはこれこれというふうに決定をさせていただきます。それは10事業ぐらいがいいんじゃないかと。例えば河川関係、第1分科会では26事業でございますので七つ、多くて八つぐらい、それから道路関係では13ございますので三つから多くて四つぐらいを選んでいただければ、余り多く選んでいただくと1個当たりの審議の時間が少なくなってしまうということもございますのでそのような選び方をさせていただければと考えております。

次の点ですが、事業継続かどうかを分科会で仮決定したものを部会で決定していただき、詳細審議事業については、再度担当部局からご説明をさせていただき、審議していただきます。そして2日間にわたって現地調査をしていただきます。現地調査についても北は海岸部で気仙沼、山間部になりますと栗駒、南は角田、亘理というふうに非常に広範囲になっておりますので全部を見ていただくというのは難しいだろうということで、これについてはまたご相談させていただいて、見れるものを見

ていただくということです。答申は9月、10月あたりにいただければというふうに考えております。

次のページは、意見聴取の件でございますが、1枚めくっていただきまして、先生方から意見聴取したんだけれども全然意見がないんじゃないかということがございました。ちょっと工夫させていただきまして、これまでは上の枠組みはなかったんですがこんな枠組みをつくって、そしてなおかつ色刷りのものをしたりしてこれを各関係市町村の窓口といたしますか、集まるところに置いていただくというやり方で送付しよう。なお町村においてはインターネットでリンクしてくれるという協力的な市町村もございますのでそういう形でできるだけ多くの意見をいただくということでございます。

以上、進め方についてご説明をさせていただきました。

森杉部会長 ありがとうございます。先ほど冒頭に申し上げましたように、基本的には39の事業を対象として分科会に分けて概略審議をやろうと、こういうことでありますが、それで、概略審議に基づいて詳細審議をすべきものを選んで、その他の部分は一応概略審議の段階で問題がないと判断して継続というふうな位置づけに事務局案というものを尊重するような格好で決定していくという方向ですが、いかがでしょうか。ご意見をいただきたいと思えます。

田中委員 私が担当させていただく第1分科会の方は件数も多いので3回に分けてやるわけなんですけれども、多分初回ですと全体的なことを見通して、これがいいんじゃないかと詳細審議にかけるものを選ぶということはなかなか難しいと思うんですね。やはり3回やるとなると、3回目に見直すといいますが、そういうことがあり得ると思うんです。今回と次回については、いわば仮決定の仮決定というか、そういう形にさせていただく必要があるというふうに思っています。

行政評価室長 今回の件については分科会に分かれたときにこんな形でやっていただきたいということで担当からまたご説明しようかと思っていました。というのは、先ほどご説明したように、15分ずつだとここからここまで次回というふうな形にして、そうするとずっと並べてみて何個というふうを選んでいただかなきゃならないと思いますので。きょう、この後に重点の基準による結果表がありますのでこれでもちょっと目安になるうかと思えますので説明させていただきます。（「これですね」の声あり）はい、そうです。

次に移ってよろしいですか。議題の(2)と(3)と一緒に説明させていただくということです。

(2)ということは、評価について、諮問されましたという部分の概要でございます。諮問された事業の概要、それから(3)については重点実施基準の関係です。資料といたしましては審議資料というふうな形で知事から委員会あてに出されたものが一つございます。それから参考資料3ということでA3のものがございます。

最初に、A3の方の平成15年度公共事業再評価対象事業の重点評価実施基準の結果表、これに基づいてご説明をさせていただきたいと思えます。

この表でございますが、上の欄を見ていただきたいんですが番号としては39の事業まで、そしてそれぞれ河川などの事業分野、そして事業名がございます。事業

採択年度、完成年度、それから国庫補助のものか県単のものか、それから総事業費、再評価の対象区分というのは再評価をやるには三つの条件がございます。それはいわゆる事業採択されて5年で未着手のものについてはしなさい。それから、着手していても10年たっても未完成のものをしなさいというのがあります。それから評価を1回したけれども5年たってもまだそのままやっているものについては再々評価といいますか、評価しなさいというのがあります。それとその他でございますが、それぞれで示しております。

それから、基準1、2、3、4、5と基準7までございます。基準1、2、3、三つまでは事業の停滞性についての点数でもってあらわす基準でございます。それから基準4と5は費用対効果の関係でございます。例えば基準4は事業の増加率、それから基準5はB/C、いわゆる費用対効果、それから、基準6というのはニーズの変化などによって事業を取り巻く環境の変化はどうなっているかというのは定性的に評価します。基準7は今後の見通しという形で、それを点数化して合計点数を出します。点数が多いほど具合が悪いということでございまして、最高点、1基準3点満点でございますので21点満点です。それを3等分いたしまして0点から7点、これはWとしていますがホワイト、問題ないよと。それから8点から14点をYとしていますがイエローということ。15年から20点、15点以上はいわゆるレッドと言いたいところですがオレンジという形で区分をしております。それについてどういう状況かといいますと、オレンジカードの15点以上21点までのものはございませんでした。イエローの8点から14点というのが5事業ございます。

まず、1番の河川事業で迫川の改修事業、これにつきましては例えば基準2の進捗率とか、費用対効果の方の基準4の増加率とか、こういうことの点数が高かったために8点ということでこれはイエローでした。

それから11番気仙沼市の大川の改修工事でございますが、これも同じような理由で8点ということでイエローでございます。

20番筒砂子ダムの建設事業でございますが、これについては3点が非常に多くて、例えば基準2は3点だし、基準3は3点、4も3点というふうなことで13点、この中では最高点でございますが13点ということでイエローの中でも高いイエローというふうになります。

22番の長沼ダム、これについても9点。

それから36番で出島、これは女川の離島でございますが出島のバイパス事業、これについてはB/Cの関係から非常に高い点数が出まして8点。

それではこれでいいのかと申しますと、そうでもないだろうということでちょっと説明させていただきますが、8点にはならないけれども7点というのが二つございます。

28番の国道108号線花淵山バイパスですが、鳴子ダムのところにバイパスをつくらうというものでございます。

それから、39番加瀬沼公園、塩釜にある加瀬沼公園の都市公園でございますが、これが7点というふうな、いわゆるイエローすれすれでございました。

もう一つさかのぼって6点は何があるかといいますと、2番の河川事業、迫川水系の熊川について6点でございます。

4番、これも迫川水系ですが荒川について6点。

26番、これは農業農村整備事業でございますが、これが6点でございました。

31番の道路改良、これは仙南の方でございますが岩沼蔵王線の道路改良です。

38番、これは仙石線の連続立体交差の部分で6点ということで、こんなところがいわゆる詳細対象になるのかなというふうな感じがいたしますが、以上が点数による目安と思います。

次に、審議資料の中で、今、お話しさせていただいた12ほどの6点以上の部分の事業の概要についてちょっと私の方からイメージだけご説明をさせていただきたいと思います。審議資料の再評価の要旨ということで事業の内容を書いていたものがございますが、4ページをめくっていただいて、先ほど6点以上についてご説明いたしました、その事業のイメージだけご説明させていただきますと、1番の河川で8点のものでございます。これは迫川と旧迫川の関係で、いわゆる関連一切含めて治水対策ということでかなり広い範囲での河川改修でございます。過去10年間に、平成4年から13年までの間に被害が18回ほどあった河川であって、栗駒町から涌谷町までの16の町を通過している河川でございます。

2番が6点でございましたが、これは迫川の支流である熊川、いわゆる栗駒町になっていきますがどちらかというと金成町に近いところの支川で、これまで平成14年の台風では2戸くらいの浸水ということでありましたけれども、この10年については被害があるという大きな川ではございません。

4番、これも6点で、同じく迫川水系の荒川でございます。これは長沼ダムの事業の関連する河川でございまして、進捗率の問題でこれが6点という数字がついております。

1枚めくっていただきまして11番、これはイエローだった8点のものです。これは気仙沼の市街地を流れている大川でございます。これは新月ダムの関連で新月ダムをやめるといふか、そういうことになった関係から進捗が遅れているという河川でございます。

20番、一番下のダムでございますが、筒砂子ダム、イエローでも一番高かった13点あったものでございます。これに関しては平成10年に評価をいただいてあります。このときに継続妥当と当時の監視委員会でございますがこの評価委員会から評価をいただきました。その後、平成12年に、これは異例でございましたけれども当時の委員会から部長あてに特別コメントというのが出ています。どういうことかという、この筒砂子ダム、進捗が遅れているようだけれども近年の公共事業を取り巻く環境から見て慎重なといいますか、社会情勢を踏まえた対応が期待されるというふうなコメントが出された経緯のある事業でございます。その後、平成14年に県がこのダムについては休止、やめるでなくて休止する、休むというふうな決定をしました。これに対しては地元との問題とか、地元の話し合いとか、そういう経緯を踏まえまして国と調整といいますか、国の考え方を聞いたところが、水量調査とかそういう小さい事業であっても補助という形はつなぐことができるよということで、これは調査という形の継続というふうになった経緯のある事業でございます。結局このダムは休止ということになって継続というふうになりましたので今回この再評価の対象になったというものでございます。

22番の長沼ダム、これはイエロー、いわゆる9点でございます。これは白鳥の伊豆沼と隣接する沼でございまして、このダムというのは、迫川の遊水機能といいますか、そういうものを果たするという施設といいますか、事業でございます。

次に、26番が6点でございます。これは農業農村整備事業で栗駒町の農業の基

盤整備で、どちらかといえば用排水路の整備事業でございます。

それから、28番、これは道路事業でございますが、ホワイトでございますが7点のものです。これは鳴子から鬼首を通りまして秋田の方に向かう108号線でございますが、鳴子ダムの左岸側を通っている狭いがけの厳しいところの道路でございます、狭くて危険だということもございましてその対岸にトンネルや橋でもってバイパスをつくらうという事業でございます。

1枚めくっていただきまして、31番、これもホワイトですが6点のものでございます。岩沼の志賀地区というところの道路改良事業でございます。これは急勾配とか幅員の問題ということで改良する事業でございます。

それから、36番、これはイエローのものでございますが、これは女川町の離島で出島という島がございます。そこにいわゆるバイパスをつくらうということでございますが、これと関連しているのが橋をかけようという大きな計画がございまして、それとあわせてのバイパスの事業でございますが、その関係から離島というか、島の中だけの問題なものですから費用対効果が0.4ぐらいで問題があるということでイエローになったものでございます。

それから、街路事業で38番でございますが、これは多賀城駅の前の仙石線を連続立体にしよう、高架にしようというふうな事業でございます。これについては、いろんな問題で遅れているということで進捗率、ここに書いてあるのは2%ということで6点という結果が出ています。

それから、39番、これはホワイトでございますが7点、都市公園でこれは塩釜、多賀城、利府にまたがっている加瀬沼公園事業でございます。これにつきましては長くかかっているというせいもあるんですが進捗率とか事業費が倍増しているということで点数が多くなったということでございます。

6点以上の事業について説明させていただき、そのイメージだけをご説明させていただきます。

森杉部会長 ありがとうございました。今で問題になるのもある程度、イメージは持たれたと思いますので、ご質問等ございましたら、それからご意見や感想も含めて結構ですので、20分後から作業体制に入るかなと、こういう覚悟のご発言も歓迎いたしますのでどうぞ。

徳永委員 二、三、確認といいますが、お聞きしたいんですが、イエローというか、その評価基準なんですけれども、最初の進捗率関係の指標の出し方がよくわからないんですけれども、まず最初の停滞しているというのは、完全にストップしている、現在ストップしているということですか、それともその途中で2年抜けたとか、今現在ストップしているということですか。

事務局（相澤）この基準の1につきましては過去若しくは現在で休止しているものがこの基準の対象となります。

徳永委員 ついでにその三つ全部もう少し説明していただきたいと思っているんですが、ここで進捗度というのは、これはあくまでも進捗度ですから、要するにもともと計画が長いやつに対しても、それからもう既に終わっていきやないはずのやつに対し

ても同じ進捗度で表現しているわけですよ。(「そのとおりでございます」の声あり)次との関係になるんですが、乖離度との関係になるわけですが、必ずしも遅れていても問題はない場合もあるし、逆に進んでいるといっても問題がある場合があると。

事務局(相澤)それについては機械的につくってございますので、先生のおっしゃるとおりです。

徳永委員 あとこちらの基準で6点以上でマークしていただいたやつで数えると、うちの方の第2分科会の方は五つ上がっているんですが、先ほど三つか四つぐらいというふうにお話しされていたように思うんですが、だからそれは余りこだわらなくていいという解釈でよろしいんですね。

森杉部会長 相沢さん、ついでするので基準1のところ、2年と書いてあるのが三つだけですから、この2年というのは基準1の停滞年数ですが、これは現在とまっているんですか、それとも今は停滞なく工事が行われているんですか。

事務局(相澤)この3点に関しましては、現在は工事が行われております。2年ほど休んでいたことがあるということでございます。

森杉部会長 わかりました。

それから、もう一つ、基準3の乖離率というのはどういうことでしたか、これがまたわからなくなったんですが教えてください。

事務局(相澤)基準3の乖離率は、簡単に言いますと、事業が遅れている程度であり、当初の計画から比べてどの程度遅れているかという形になります。マイナスというのが遅れていることになります。参考資料3の後ろの方に評価の基準というのがございますけれども、後ろのページの基準3という部分になります。これは当初計画を単純に割りまして、例えば10年目の進捗率、もともとの予定が20年の事業で10年分の事業を10年目でやっているという形になれば50%、事業費ベースでございませけれども本来は50%の進捗率があるべきだということで、それが実際に30%ぐらいの進捗率であればマイナス20%以内の遅れというふうに単純に算定してございます。

森杉部会長 比例配分したんですか、比例配分からある程度、こういった判断をしたんですか。

あと参考資料3の基準1の左側に再評価対象区分というのがあります。この再評価5年とがついているところがありますが、ここでがついたところが10年度に第1回目の審査として取り上げたものです。かすかに覚えていますが、当時、第1回目でありまして第1回目やる時に当たって膨大な数が出ましたので同じこのようなピックアップをしたわけですね。ピックアップをしましたけれども第1回目でしたので分科会をつくって概略審査をするということはやらなかったと思います。そんなことをして選びました。再評価を選んだときのを見てみますと、今回も問題がありそうなところががついていますからなかなかいい読みをしていたんではないかと、こんなふうに自己評価をしている次第ですけれども。

これでまずはやってみますか。やってみて問題があったらもう一回立ち戻ることもあり得るということでひとつ分科会で作業をやってみたらどうですかね。いかがですか、そういうことで。よろしゅうございますか。

それでは、この方針で作業に入りたいと思います。

それでは、以上でご理解いただいたものといたしまして部会での審議はこれで終わります。

それで、10分間の休憩時間がありますのでこの間休憩いただきまして、3時からそれぞれの分科会での審議をお願いしたいと思います。

その他ございますか。

事務局（阿部）分科会の関係につきましてご説明いたします。

第1分科会につきましてはこの会場で開催させていただきたいと思います。席がえが若干ありますのでよろしく願いいたします。

第2分科会につきましては庁議室ということで4階のフロア、一たん出ていただいてドア二つ目になりますけれどもそちらの方で開催させていただきたいと思いません。

それでは、10分後に分科会の方をよろしく願いいたします。

森杉部会長　それでは、終わります。ありがとうございました。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名委員　高橋　千代恵　印

議事録署名委員　徳永　幸之　印